

- 土森委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
今日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。
- 1. 議案の付託**
- 土森委員長 初めに、資料1、議案の付託についてである。
知事提出議案19件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することにしたいが、御異議ないか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、さよう決する。
なお、請願の提出はなかったもので、御報告する。
- 2. その他**
- (1) 意見書・決議案の提出期限**
- 土森委員長 次に、その他の件であるが、会派提出の意見書・決議案がある場合は、本日の本会議終了後、1時間以内に事務局に提出されるよう御協力願う。
- (2) その他**
- 土森委員長 その他で何かないか。
- (なし)
- 土森委員長 それでは、ほかに横田議事課長から、説明したいことがあるそうである。
- 横田議事課長 失礼する。傍聴席での携帯電話の呼び出し音については、これまでも議運で御注意をいただき、注意してきたところであるが、昨日の本会議中、傍聴席で着信音が鳴る事態が発生した。まことに申しわけない。
2人の方の携帯電話が鳴ったのだが、1人の方は警備員が電源を切るよう注意したにもかかわらず、再度携帯電話が鳴ったものである。このことについては、携帯電話の着信音等が発せられた場合は、電源を切ることを促し、その実施を確認するよう議場警備マニュアルに追加しているので、携帯電話の電源が切られたことの確認を徹底するよう、再度警備の方をお願いしたところである。
また、受付の担当者に確認したところ、傍聴希望者が短時間に集中したため、一人一人にしっかりと注意を伝えることが困難であったと聞いている。このため、受付の際の周知の方法に工夫を凝らし、傍聴時は携帯電話の電源を切っていただくことを徹底してまいりたいと考えている。どうか、よろしく願います。
- 土森委員長 しっかりとした対応をしてください。
- 武石議長 それと、携帯電話はそのとおりだが、よく携帯電話のストラップに鈴をつけている人がいる。鈴の音が議場に結構響くことがこれまでも再々あったが、そういう鳴り物をつけていることについてはやりようがないものかと思っている。国会では、ロッカーに入れて、議場に持ち込むことはできない。

- 桑名委員 全部いけない。携帯電話も含めて全て。
- 武石議長 県議会の場合は、それを預かって管理するのは難しい。
- 桑名委員 大変だからね。
- 武石議長 明らかに音の出るものを持っているとわかった場合には、ちょっとそれはと。
- 桑名委員 バックに鈴をつけている人がいれば、鈴を外してもらおうとか、そこは気をつけるということ。
- 土森委員長 凶器になるようなもの、傘とかを持って入る人もいる。そういうことにも注意してやってもらいたい。
ほかにないか。
- (な し)
- 土森委員長 それでは、協議事項は、以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、明日6月16日木曜日午前9時から開催することとする。
協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。
- (異議なし)
- 土森委員長 それでは、本会議の開会時刻は、午前10時とする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。